

議案第 70 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 9 月 10 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

不適正な事務処理に対して、管理監督責任がある町長の給料を減額する必要がある。  
これが、この議案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 29 年里庄町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（町長の給料月額の特例措置）

- 4 令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 2 月 29 日までの間、第 2 条の規定により別表に定める町長の給料月額は、別表の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該額に 100 分の 15 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の算出の基礎となる給料月額は、別表に規定する給料月額とする。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。